各家庭での浸水対策

局地的な豪雨等による災害に備えて、都では、神田川流域河川整備計画に基づき、神田川・環状七号線地下調節池等の調節池を整備しています。また、区では、河川周辺の区立公園に、雨水を浸透させ貯留させる施設を設置するとともに、区道では雨水を浸透させる舗装を実施するなどの取り組みを行っています。

近年、大量の雨が短時間に降る豪雨の頻度が増加しているため、水害の危険性を楽観視せず、一人ひとりがしっかりと水害対策に取り組むことが重要です。

⚠ 豪雨の時は、川に近づかないでください

区内の神田川及び妙正寺川は、豪雨の際に短時間で水位が上昇し、水が溢れる都市型河川の特徴があります。そのための対策として、以下の項目を覚えておきましょう。

❶ 河川の水が溢れる危険性がある時、河川の警報サイレンが鳴ります

区内の河川近辺 24 か所に警報サイレンを設置しています。河川の水位が警戒水位に達すると、サイレンが鳴ります。洪水によるお住まいの地域の危険度をお知らせする「洪水ハザードマップ」もご活用ください。

❷ 防災気象情報メールを登録しましょう

気象警報等が発表された場合に、防災気象情報メールを配信しています。下記アドレスや二次元バーコードから配信登録をすることができますので、日頃から正確な情報の収集を行ってください。

URL（スマートフォン用） https://plus.sugumail.com/usr/shinjuku/home

URL（フィーチャーフォン（従来型の携帯電話）用） https://m.sugumail.com/m/shinjuku/home

二次元バーコード
スマートフォン用　フィーチャーフォン（従来型の携帯電話）用

新宿区気象情報ホームページでは、区内 10 地点の水位情報と 6 地点の雨量情報をお知らせしています。以下へアクセスしてください。

URL http://www.micosfit.jp/snjk/

二次元バーコード

❸ 雨水ますにごみを捨てないでください

雨水ますにごみや落葉が詰まると、雨水が流れにくくなることがあります。雨水ますにはごみを捨てないよう、また、雨水ますの上には物を置かないようにしてください。

雨水ます

❹ 地下室・半地下室のある建築物はご確認ください

地下室等を設置する際、浸水被害の防止又は軽減するための浸水対策が必要です。浸水対策上の措置には、出入口を一段高くする（マウンドアップ）、防水板を設置する、開口部の位置を高くする、排水ポンプを設置するなどがあります。

❺ 個人でできる浸水対策

ア　簡易水のう工法

40ℓ程度の容量のごみ袋を二重にして中に半分程度の水を入れて閉めれば「簡易水のう」ができ、10㎝程度の水深に対応できます。（2 段重ねでの使用はできません）

※簡易水のうを段ボール箱に入れ、段ボール箱を連結して使用すると、水のうだけの場合と比べて強度が増します。

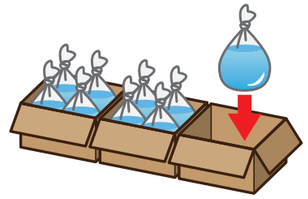

イ　ポリタンクやプランターとレジャーシートによる工法

ポリタンクには水、プランターには土を入れ、レジャーシートで巻き込み、連結して使用します。

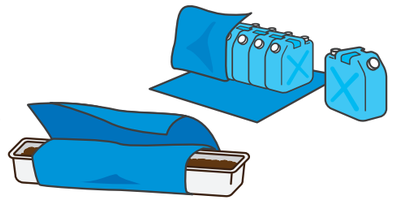

ウ　止水板による工法

長めの板を使用して出入り口を止水することができます。また、ホームセンター等では簡易的な止水板が売られていますので、活用しましょう。

❻ 緊急時に利用できる「土のう」が受け取れます

下記へご連絡のうえ、土のうを受け取りに来所ください。

明治通りより東側にお住まいの方 → 東部工事事務所（市谷仲之町 2-42）　☎ 5361-2454

明治通りより西側にお住まいの方 → 西部工事事務所（下落合 1-9-8）　☎ 3364-2422

※ご使用後の土のうは、ご自身で処分をお願い致します。

❼ 避難等が必要な場合には区から情報を周知します

内閣府（防災担当）は、平成 30 年に西日本を中心に発生した「平成 30 年 7 月豪雨」を教訓として、避難対策を強化するため、「避難勧告等に関するガイドライン」を平成 31 年 3 月に改訂しました。令和元年 6 月ごろから、警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達が始まっています。

避難情報について

避難情報は3段階あります。情報は防災行政無線・防災気象情報メール・テレビ・ラジオ・ホームページなどでお知らせします。避難情報が発令されたら下記のような行動をとりましょう。

① 避難準備・高齢者等避難開始

住民の皆さんに対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障害者などの要配慮者に対して、避難行動を開始することを求めるものです。

避難に時間を要する高齢者や、障害のある方などは早めの避難をしましょう。そのほかの住民の皆さんは避難の準備を開始してください。

② 避難勧告

住民の皆さんに避難のための立退きを勧め、促す行為です。

対象地域の住民の皆さんは、立退き避難を開始しましょう。

③ 避難指示（緊急）

被害の危険が目前に切迫しているときに発せられます。「勧告」より拘束力が強く、住民の皆さんを避難のために立退かせるものです。

逃げ遅れたときや安全な場所まで行くことが困難な場合は、屋内の２階以上または近くの建物の２階以上に逃げましょう。

避難時の心得

- **安全な避難を**
  お互いに助け合って、安全な場所へ安全な経路で速やかに避難を始めましょう。
- **要配慮者の避難にご協力を**
  高齢者・障害者・病気やけがをしている方などは早めの避難が必要です。隣近所の要配慮者の避難にご協力ください。
- **動きやすい格好、二人以上での避難**
  避難するときは、動きやすい格好をし、近隣の方などで声をかけ合って避難しましょう。また、水面下では道路や側溝などの境目がわかりにくいため、杖などで安全を確認しながら歩きましょう。
- **危険箇所には近づかない**
  日頃からどこが危険か、安全な場所はどこか、確認しておきましょう。外出する際には、急傾斜地（がけ）に近づかないようにしましょう。